

# 議 事 録

令和7年度四万十町農業委員会8月総会

日 時 令和7年8月28日(木)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第9号 会期の決定について
- 第2 指定第10号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第4 報告第14号 非農地証明事務処理報告
- 第5 議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第6 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第7 議案第14号 四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について
- 第8 議案第15号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
- 第9 その他

[出席委員]

- |            |           |            |           |            |
|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 1. 山部 洋平   | 2. 今井 満隆  | 3. 谷脇 誠郎   | 4. 小野 重明  | 6. 下元 誠一郎  |
| 7. 浜田 大彰   | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄   | 10. 東出 一茂 | 11. 小野川 隆彦 |
| 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮   | 15. 中原 英昭 | 16. 宮脇 眞弓  |
| 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一  |           |            |
| 20. 中城 康子  | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸  | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子  |
| 25. 吉良 寛一  | 26. 甲把 雄  | 27. 廣田 智之  | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋  |
| 31. 武市 敏男  | 32. 山本 誠二 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 | 35. 山崎 力   |
| 36. 上野 渡   | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸  | 39. 梶原 美智 |            |

[欠席委員]

5. 佐竹 孝太
30. 澤田 憲男

[事務局]

小嶋 二夫 ・ 杉本 孝成 ・ 森光 愛 ・ 田村 亮 ・ 槇尾 拓生 ・ 山川 美恵

会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、また暑い中、お疲れの中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。最近、昼過ぎ夕方にかけて毎日夕立が続いております。今日もこのような天気になるんじゃないかなと思っております。雨といいますと先月、視察に行つてまいりました。熊本の方が8月の最初に線状降水帯の大雨に見舞われまして大きな被害が出ております。我々が行つておつた地域、和水町、南阿蘇村の方の大きな被害は聞いておりませんが、大なり小なりの被害があつたんじゃないかと思つております。それと21日でしたが、香川県の三豊市から本町に来庁していただきまして、視察研修で18名の方がおいでいただきました。また後でご報告させていただきたいと思つています。

今、早生の刈り取りが、先ほど聞きますともうすでに終わられたという方もおります。私の集落では、今日から飼料米の早生を刈ります。雨が降つたら中断するんじゃないかと心配しております。ちなみに明日、私の当番で刈らないかなつておりますが、雨が降らなければいいなつていうふうに通つております。これから9月に入りまして暑い日が続くと聞いておりますので、これから本格的な中生の稲の刈り取りシーズンとなつてまいりますので、体調には気をつけられまして、またコロナも増えておるということを聞いております。町内でもボツボツ出ておるということを聞いておりますので、体調には気を付けてください。それでは、ただ今より8月総会を開催したいと思つています。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただ今から、令和7年度四万十町農業委員会8月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになつておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。今回の発声は、議席番号3番谷脇誠郎委員にお願いいたします。それではご起立をお願いいたします。憲章は、添付資料の最後でございます。

3番 ～ 四万十町農業委員会憲章の朗読 ～

委員 ～ 朗読 ～

議長 本日の会議に、5番佐竹孝太委員、30番澤田憲男委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となつており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは議事に移ります。

日程第1、指定第9号「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。令和7年度四万十町農業委員会8月総会の会期は、令和7年8月28日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

議長 次に、日程第2、指定第10号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に8番宮崎恵美子委員と27番廣田智之委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 日程第3、報告第13号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第13号「農地法第3条の3の規定による届け出について」をご説明します。議案書は3ページからです。件数につきましては西部地域の1件、窪川地域の1件です。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1について説明します。土地の所在、昭和字船渡ノ上173番1、地目、田、面積838㎡。外13筆あり、合計14筆で、面積が8,171㎡です。届出日、令和7年8月8日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。

続きまして、窪川地域です。

番号2番、土地の所在地、金上野字大谷口815番、地目、田、面積1,048㎡、外1筆あり、合計2筆、面積、計3,962㎡です。届出日、令和7年8月8日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第13号について事務局の説明が終わりました。これは事務局処理報告ですが、何かありませんか。

議長 特になければ、報告第13号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第14号「非農地証明事務処理報告」について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第14号、四万十町非農地証明書発行事務、取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程、第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

議案書5ページをご覧ください。今月は窪川地域から2件、西部地域から2件となっております。

番号1番、添付資料は1ページから2ページです。榊山町657番1、地目、田、面積192㎡です。申請地は20年以上前から宅地の一部として使用しており、現在に至っております。令和7年7月16日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のエ、人為的に転用して既に20年以上経過している土地」と認め、非農地証明書を発行しております。

番号2番、添付資料は3ページから4ページです。六反地字久保タ246番、地目、畑、面積246㎡、外1筆あり、合計2筆、面積458㎡です。申請地は両筆ともに数十年前から耕作放棄地となっており、現在に至っております。令和7年7月23日、担当委員と職員が現地を確認し、「証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地」と認め、非農地証明書を発行しております。窪川地域からは以上です。

続いて西部地域です。

番号3、添付資料は5ページから6ページです。土地の所在地、大正中津川字長坊谷26番、地目、畑、面積282㎡です。外2筆あり計3筆面積が計4,225㎡です。申請地は20年以上前より不耕作で、現在は山林となっており令和7年7月22日、担当委員と現地確認を行い四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4「証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地」と認め非農地証明書を発行しております。

続いて番号4、添付資料は7ページから8ページです。土地の所在地、広瀬字中スカ386番5、地目、畑、面積50㎡。外1筆あり計2筆、面積が計184㎡です。申請地は20年前以上前から駐車場、資材置き場として利用しており、令和7年8月7日、担当委員と現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4「証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地」と認め非農地証明書を発行しております。報告は以上です。

議長

報告第14号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが、何かありませんか。15番中原英昭委員。

16番

1番ですけど集成図を見ると田んぼの近くに公衆用道路の下に雑種地があると思うんですけど、聞きたいんですけど、この雑種地ってなっているのは、ここに書かれている持ち主が雑種地にしてくださいみたいな感じで届け出を出したってということでしょうか。っていうのは何が聞きたいかという、これ四万十町の1番の1等地やと思うんです駅裏で。それが田んぼのまま、そのまま残っていて、非農地証明ってどういうことなんだろうと。田んぼなわけないやんって。それがずっと田んぼのまま残っているってことは、その人が田んぼのままにして、ただ何も届け出をしてなかったから田んぼなんやっていうのであれば、この下の雑種地ってなっているのは、この持ち主の人が雑種地で登録したってことになるのかな。それともこれもまた違う方向性から来て雑種地になっちゃっているのか。山の中で田んぼが自然と山になってしまったっていうのなら分かるんだけど、これは四万十町での1番の1等地のところで、田んぼで田んぼじゃないようになっちゃうのに、そのまま田んぼで置いとけるのに。

事務局　　すみません、多分地目の問題だと思うんですけど、雑種地っていうのは多分倉庫とか駐車場とかの場合も、その雑種地っていう地目になるんで、特にその農地から雑種地にしているっていうわけではないけど、元から多分雑種地だと思います。

6 番　　転用する場合は、2 畝以内やったら建物が建つので、そのままにしてやっているところはようあります。2 畝以内やったら、転用せずにそのまま建っていると、ほんで僕がいつもいいゆうけど、墓地でも転用するのは面積の制限をなくして、倉庫らを建っている場合には、ほんの 1 畝でも転用するようにしたら、田んぼを非農地にすることもないと思う。昔から思うてますがその点どうでしょうね。

事務局　　農業用施設の場合は、200 m<sup>2</sup>までは届け出許可不要で建てているんですけど、200 m<sup>2</sup>以上になってきたら、農業用施設でも許可が必要です。宅地等の場合は別に 200 やろうが、100 やろうが関係なしに許可は必要なので、その辺は気をつけていただけたらというところです。

議長　　他に何かありませんか。

議長　　続いて、日程第 5、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を説明します。議案書は 6 ページからです。申請地の位置は添付資料の 9 ページからになります。件数につきましては窪川地域 2 件、西部地域 1 件、計 3 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番、土地の所在地、峰ノ上字上ヤシキ 557 番、地目、田、面積 2,821 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻を栽培する計画となっています。

番号 2 番、土地の所在地、魚ノ川字具足谷 374 番 1、地目、畑、面積 278 m<sup>2</sup>です。権利事由は所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人希望。譲受理由は相手方の要望です。申請地では、野菜を栽培する計画となっています。説明は以上です。

続きまして西部地域です。番号 3 について説明します。

土地の所在地、広瀬字中スカ 891 番、地目、田、面積 786 m<sup>2</sup>です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人、譲受理由は、相手方の要望です。申請地では、水稻を耕作する予定です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長　　議案第 12 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。23 番西内一隆委員。

23 番 番号1について、8月25日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は田で、譲受人は水稲を栽培し、どぶろくを販売する農家です。親族間の贈与でもあり、贈与による所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号2番について。28番大西博之委員。

28 番 先日、譲受人譲渡人共に確認をいたしました。譲受人譲渡人はいここで譲受人の方は、高知市内にはおりますけども、お母さんが今ここで畑を作っております休みのたびにずっと母親を手伝いに帰ってきているということで、実家がここにありますので、本人もちょいちょい帰ってきてやって、これからも野菜を作っていきたいということで、親戚同士のことですので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号3番について。36番上野渡委員。

36 番 3番について22日に譲渡人から電話で確認をして、23日に現地確認と譲受人から話を聞いてきました。現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことも確認しています。この田んぼは譲受人の家のすぐ近くで隣にも自分の田んぼがあるということなどもあって、前々からもし売ってくれるなら買ってほしいと言っていました。譲渡人は、県外在住ということもあり、自分で耕作していくつもりもないということで、今回の売買になったようです。譲受人は専業農家ではないですが、長年水稲栽培をしている方ですので、番号3の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第12号について質疑を許します。質疑はありますか。6番下元誠一郎委員。

6 番 家族数がゼロになっているがお母さんもやりよるし、本人も戻ってきてやっているの  
で2か1になるんじゃないかと思うけど、ゼロということはどういうことですか。

事務局 一応お母さんも一緒になってはやっているんですけど、世帯として見た時に、住居も別で、お母さんと本人さん分かれていますので、本人のとこだけ見て1ですね。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。

議案書 7 ページ、今月は西部地域から 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 12 から 13 ページです。申請地は、1 筆。土地の所在地、小野字石橋ノ上ミ 365 番 3、地目、田、面積 182 m<sup>2</sup>です。権利事由は、賃貸借権設定です。貸人・借人は、記載のとおりです。転用目的は、駐車場です。転用理由は、隣接する宿泊施設の駐車場を新たに整備するものです。農地区分ですが、申請地は 10 ヘクタール以上の農地の広がりがある農地内であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第 35 条第 5 項の「既存の施設の拡張」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができるかと判断しています。転用計画につきましては、土地利用計画図に示している形で駐車場を整備する計画です。周囲の状況は、同意ありの畑のほか、宅地、公衆用道路となっております。土地の造成計画については、整地後にアスファルト舗装を行います。進入路については、北側の道路より直接進入をします。排水計画については、雨水のみで勾配により貸人の所有農地に流れ自然浸透する計画です。資金計画については、町の予算書にて必要な事業費を確保していることを確認しております。

また、H24 に隣接地 367 番に倉庫を建設した際に申請地の一部にコンクリート舗装をしておいて、反省しており今後は不始末を起こさないよう注意する旨の始末書の提出がありました。最後に補足なのですが、申請地に隣接する 367 番は宿泊施設運営型の中間管理住宅で現在は宿泊者の駐車スペースが不足しているため新たにこの施設の拡張として駐車場を整備するものです。

議長 議案第 13 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。13 番武内道則委員。

13 番 補足説明を行います。8 月 23 日に現地確認をしてきました。隣接する畑ということで、うちの私所有の農地でございまして、役場の方に転用の同意書に判を押しに行く時に振興局の担当者としばらくお話をしまして、にぎわい創出課の担当の方とは電話で確認、今の管理者とは、会いました話をしました。この所有者の方は電話で確認をいたしました。事務局の説明があつた通りですね。2 棟改装しまして、中間管理住宅として、1 棟は管理者の居住地、もう 1 棟は民宿として営業しております。

昨年の4月に引っ越してきました、7月より民宿を営業しており、地元としてはこんなところに泊まる人がおるろうか心配していたわけですが、毎週金曜日、土曜日は半年先まで予約を埋っておりますというぐらい、ずっと営業しております。平日もですね、仕事関係か分からないのですが、ライトバン等々が止まっており、なかなか忙しくやっておるんですが、当初から駐車場の便が悪くて建てる時に、最初から計画で今回のようなことをやっておけばよかったんですが、なかなかやりだして駐車場が手狭で、下の町道に路駐してみたり、色々と迷惑がかかっているようなところもありまして、今回このようになりました。1月8日に地元の土建業者が測量しておりまして、話を聞きましたらここ駐車場にするとということやったんですが、担当として僕は転用の許可はまだ降りてないので、すぐには無理ですよと説明をしまして、次長と事務局との電話で話をさせてもらったのですが、農振に登録されておる農地でありまして、農振除外が半年かかっており、やっと農振除外が降りるということで今回の申請になった模様です。さっきも言いましたように、この駐車場がないと非常に管理者としても不便でありますし、周りの住人にも不便でありまして、路駐されると困るということで今回は必要最小限の面積でありますし、問題ないのかなと思います。

議長 議案第13号について質疑を許します。質疑はありませんか。14番吉良榮委員。

14番 借受人が町長の名前になっておりますが、これ指定管理者はおりますか。

事務局 宿泊型の間管理住宅なので、入居されている方が宿泊施設を運営する形ですので、指定管理とかそういったものではないです。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7、議案第14号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とします。議案第14号、番号20番及び21番は、議席番号7番浜田大彰委員と議席番号28番大西博之委員が、四万十町農業委員会会議規則第20条の

議事参与の制限に抵触しますので、まず番号1番から番号19番の審議、採決を行い、その後7番浜田大彰委員と28番大西博之委員に退席していただき、番号20番及び21番の審議、採決を行います。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第14号「四万十町農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」説明します。議案書は8ページです。添付資料は14ページからご覧ください。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第3項の規定により、四万十町長から諮問がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。件数につきましては窪川地域の21件です。

権利の設定を受けるもの、権利を設定するものの氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

番号1番、土地の所在地、宮内字左近次郎屋敷2020番、地目、田、面積、1,054㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計9,996㎡です。設定は再転貸です。期間は令和7年9月19日から令和8年10月31日の3年です。作物は、水稲と生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号2番、土地の所在地、宮内字弓場ノ元1976番、地目、田、面積、3,011㎡、外3筆あり、合計4筆、面積、計10,233㎡です。設定は再転貸です。期間は令和7年9月19日から令和12年6月30日の4年9か月です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号3番から番号12番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号3番、土地の所在地、床鍋字大奈路1590番、地目、田、面積、3,116㎡、外18筆あり、合計19筆、面積、計39,121㎡です。設定は、更新になります。期間は令和7年11月2日から令和11年11月1日の4年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

番号14番から19番まで受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号14番、土地の所在地、床鍋字大奈路1583番、地目、田、面積、3,054㎡、外13筆あり、合計14筆、面積、計33,690㎡です。設定は、番号16番のみ新規で、その他は更新になります。期間は令和7年11月2日から令和11年11月1日の4年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。番号1番から19番までの説明は以上です。

議長

議案第14号、番号1番から19番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番を一括で。2番今井満隆委員。

2番

1番、2番について、借受人から確認しました。借受人は新規に就農され、今後は地域の担い手となる方です。数年前におじいちゃんの関係でIターンで四万十町に来ました。祖父からの引き継ぎで生姜、水稲をやっております。借受人は年間150日以上農業に従事しており、周辺農地に悪影響も与えておりません。マメに草刈りなんかをしますので問題はないと思います。内容も促進計画案のとおり特に問題ないと判断します。

再転貸なんですけども、これはおじいちゃんが借りてた土地を孫が名前を変更したという形になりますので、それで再転貸という形になっております。

議長 続きます、番号3番から番号19番まで。7番浜田大彰委員。

7番 26日に設定を受ける者の代表の方と面談をしてきました。圃場はすべて水稲になっていまして、10番の圃場なんですけども、この圃場が食料米で一枚の圃場になっていました。それ以外の赤で囲った圃場すべてがWCSの作付けを行っております。設定を受けるものは、この集落の集落営農組織でありまして、長年にわたってこの農地を管理してきてくださっております。耕作者が高齢になってきたということで、規模を狭める可能性はあっても、広げることは今後ないと思いますということです。できる限りのところで頑張っていきたいということをおっしゃられていました。更新でもありますので、問題はないかと思えます。3番から12番までの説明です。

13番から19番までの説明をしたいと思えます。同じく26日の日に設定を受ける者から面接をして圃場の確認もしてきました。現地の方は、すべて生姜が植わってました。新規の圃場が1枚あったと思うんですが、16番が今年からということですけど、それ以外の圃場も全て、去年耕作が困難になってきたと言われている最初の法人のところから依頼があって更新の圃場も全て去年から、手がけてますということ言われてます。新たに加わった農地の周りも全て業者の方が管理されている圃場ばかりになりますし、周辺農地への悪影響はないかと思えます。以上、確認の結果、この集積計画は問題ないかと思えます。

議長 議案第14号、番号1番から19番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。議案第14号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号19番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第14号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号1番から番号19番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号20番、番号21番の審議を行いますので、7番浜田大彰委員と28番大西博之委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 番号20番、21番の説明をいたします。議案書は13ページ、添付資料は88ページです。番号20番と21番は受け人が同じなのでまとめて説明いたします。

番号20番、土地の所在地、床鍋字入レ子口894番、地目、田、面積、805㎡、外2筆あり、合計3筆、面積、計3,673㎡です。設定は、新規になります。期間は令和7年

11月2日から令和11年11月1日の4年です。作物は、水稲を栽培する計画です。権利の種類は使用貸借権の設定です。説明は以上になります。

議長 議案第14号、番号20番及び21番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。番号20番と21番について。8番宮崎恵美子委員。

8番 23日に借受人と農地の確認をしてきました。借受人は認定農業者でもあって、幅広く耕作している地域の担い手でもあります。内容も促進計画のとおりで問題はありません。貸出人には電話で確認を取ろうとしましたが、一人の人はどうしても電話に出てもらえませんでした。さっき、隣の浜田委員が説明したとおり、ものすごいこんなところ耕作せんといかんのかというような大変なところを受けております。もう頭が下がる思いでした。もうこれは大変やねって話してたら本当に大変やという。最初に言った通り違う人が耕作しよって、だんだん耕作できなくなって、回ってきたそうです。もうこんなところまでやらないかんで考えたらものすごいねって言ったら、ポツリポツリなので、手間もかかるし、大変やということをおっしゃいました。

894番のところは、大豆が植わっておりました。どうして田んぼにせんのかって言ったら、水路がもう埋まって、田役するのに半端じゃない大変なので、現在は大豆を植えているということでした。周辺農地は迷惑かけるどころかありがたいと思っております。そんなところでしたので、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第14号、番号20番及び21番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議長 議案第14号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号20番及び21番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第14号「四万十町農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」番号20番及び21番は、原案のとおり可決されました。7番浜田大彰委員と28番大西博之委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 浜田大彰委員、大西博之委員、番号20番及び21番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8、議案第15号「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

議案 15 号、時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について説明いたします。

議案書 14 ページ、添付資料は 104 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。ご審議、ご決定をお願いいたします。今月は窪川地域の 5 件、西部地域の 1 件、計 6 件です。

番号 1 番から番号 3 番までまとめて説明いたします。

番号 1 番、仕出原字カツキ岡屋敷 468 番 2、地目、田、面積 66 m<sup>2</sup>です。

番号 2 番、宮内字祝イ田ン 777 番 1、地目、田、面積 971 m<sup>2</sup>、外 4 筆あり、合計 5 筆、面積、計 2,500 m<sup>2</sup>です。

番号 3 番、宮内字今宮才能 1603 番、地目、田、面積 1,038 m<sup>2</sup>、外 6 筆あり、合計 7 筆、面積、計 4,543 m<sup>2</sup>です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 6 月 3 日、登記原因、昭和 63 年 11 月 10 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。

1 番から 3 番までは権利者が同じに関連していますので、合わせてご説明いたします。

まず、権利者と義務者との関係性ですが、番号 2 の義務者は権利者の母親になります。番号 3 の義務者は権利者の義理の父親になります。番号 1 の義務者は、その両者の共有名義となっております。権利者は、義務者である母親から、亡くなる前から「名義はすべて権利者へ変更しておく」という話をされてきていたため、義務者が亡くなった後も権利者本人が土地の管理や納税等行ってきておりましたが、今回名義が変わっていないことに気づいたため、今回の登記に至ったとの事です。3 番についても権利者は、義務者から昭和 63 年頃に経営移譲されており、同様に土地の管理や納税等行ってきておりましたが、今回名義が変わっていないことに気づいたため、今回の登記に至ったとの事です。現地は添付資料 107 ページから 111 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

番号 4 番、見付字萩野々 214 番、地目、田、面積 59 m<sup>2</sup>、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積、計 925 m<sup>2</sup>です。登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 7 月 16 日、登記原因、平成 13 年 2 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、過去に権利者の父親が農地を取得したかったのですが下限面積等の関係で取得できず、権利者の父親のおじさんの名義にしており、権利者が自分の子供たちに迷惑をかけないように整理しておこうと思い、登記に至ったそうです。現地は添付資料 132 ページの写真のとおりで今は少し荒れていますが権利者が管理しています。

番号 5 番、弘見字大谷口 360 番 2、地目、田、面積、75 m<sup>2</sup>です。登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 7 年 6 月 13 日、登記原因、平成 15 年 4 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、過去に権利者の父と、もう一方と、3 名で農地を交換しており、今回この農地はまだ名義が変更できていなかったため、相続登記の義務化ということもあり、登記に至ったそうです。現地は添付資料 137 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。説明は以上です。

続きまして西部地域からです。

番号6、古城字ワサジ214番1、地目、畑、面積142㎡につきまして、登記目的、所有権移転、法務局受付日、令和7年6月5日、登記原因、平成15年7月4日時効取得とする登記がなされた通知がありました。この土地につきましては、20年以上前の権利者の祖父の代に農地を譲るという話をして、その後は土地の管理をしてきており、義務者の父が亡くなり義務者へ相続が発生した際に登記が変更されていないことが発覚し今回時効取得に至ったものです。現地は添付資料142ページの写真のとおりです。説明は以上です。

議長 議案第15号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足をお願いします。番号1番から3番について。2番今井満隆委員。

2番 1番から3番について権利者と話をした結果、この土地は水田とかの部分は、現在耕作者がいる状態です。後の2番については結構広い土地になるんですけども数年前まで枝豆と田芋を作られた方がいたんですけども、水がないということでしばらく作っていませんでした。水路がすごく長く引張ってもらわないといけないので、その水路は埋まってしまって水が取れないということで耕作者がいなくなっておりまして、今近所の方が権利者から請け負って草刈りをして、今維持してる状態です。これから先はですね、またネギを植えるという方と今話がありますので、これから農地として、また維持していけるかなと思っております。本人もまたそれでやってほしいということでおっしゃいますので、問題ないと思います。

議長 続きまして、番号4番について。20番中城康子委員。

20番 8月1日に事務局と一緒に一度確認しました。耕作放棄地まではいかんけど草が生えておりますが、田んぼであることは確認しました。本人現在、町外に在住ですのできちり管理はできないと思うんですが、暇な時には草刈りに帰ってきているみたいです。問題ないと考えました。

議長 続きまして、番号5番について。9番山本道雄委員。

9番 8月1日に義務者と事務局と3人で現地に行きました。先ほど事務局の方から説明があったとおり三軒の農家で一番使いやすいように変えていたそうです。それで、義務者が子供たちにスムーズに移行できるように整理をしているそうです。ここは町道が広がって残った土地で、現在はさつま芋が植えられております。以上です。

議長 続きまして、番号6番について。14番吉良榮委員。

14番 補足説明をします。事務局の説明通りです。この両者は親戚関係にあります。8月7日に事務局と現地確認を行いました。現地は畑であります。実際の耕作面積は、142ページの上の写真、これはこの地域が圃場整備した時にほとんど法面に取られて耕作するところはほとんどありませんが、ここに梅、桃、いちじくなどが植わっておりました。

下の写真ですが、ここは今年の春にテントを設置した権利者が新規就農で子牛を生産しています。その餌のわらを一時保管する場所に使っています。今は何も入っていませんが、トウモロコシを作った後がありました。双方に聞き取り調査を行いました。義務者の方は何も知らずに亡くなった親からそのまま相続したと。権利者は、登記されていないことに気がつかずこれまでずっと自家用野菜を作ってきたと。以上、確認の結果、議案第 15 号番号 6 は問題なしと判断しました。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 15 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 15 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9、その他の件について議題とします。

最初に、私の冒頭の挨拶にありましたが、香川県三豊市の視察研修に、本庁に来ていただきましたので、そのことについて報告をさせていただきます。21 日に午前 10 時半より香川県三豊市さんが来ていただきまして 18 名でした。聞いた範囲で言わせていただきます。面積等につきましては 4,400ha ぐらいで四万十町が 2,400 ぐらいですので倍弱ぐらいです。三つの町が集まって合併してできた市だそうです。

まず、こちらの方の今の現状と取り組みと述べさせていただいて、それについて質問がありました。最初の方に集落営農はたくさんありますねという形で、そういう質問がありまして、今どうなってますかとか、どんな活動をしていますかとかそういったような意見交換をして、その後はどこで聞いたのかわかりませんが、女性がたくさんいますねということで、半分以上はその女性委員をどんなにして増やしたのかとか、どういう活動をしているのかという部分の質問が大半でした。じゃあ、そこらへんも宮脇眞弓委員から説明をお願いしたいと思います。

16 番 すごい静かな話し合いやったのに、突然女性員さんの活動になってきたら、向こうも俄然質問がガンガン来て説明させてもらったんですけど、向こうはすごいおるんですよ。もう 100 人近い委員さんと推進委員さんと合わせておるけど、女性が 2 人しかいなくて来てもらった人は 1 人でした。どこからか四万十町の女性委員さんが元気でやりようっ

ということ、聞いてもろうたようで向こうから質問がどんどん来たので、別に私らはそんなに特別なことをしているわけではないけど、仲間作りというか、みんなで楽しくやろうという感じでやっていますみたいなことを言いました。だんだんに国からも社会的にも女性を増やそうというムードになっているので香川もどんどん乗ってきて、増やしていかと増えません。増やしたきいいもんでなくて、今度は、こっちの女性委員さんの方もいろいろ勉強したりしてやっていかないかなという私も自覚を持ったところでした。以上です。

議長

先ほど言いました人数的には会が終わって帰る時に会長さんを捕まえて聞いたんですが、農業委員さんが28名、それから推進委員さんが68名ということで、すごい多いですねということで、会はまだ100名近くなりますんでどんなにしていますかと聞いたら推進委員さんは地区代表で1名出てきてもらって、合計10名ぐらいが会に毎回参加してもらって、何か月に1回、自分の番が回ってくるというような感じで会議をやっておるということでした。で、面積も四万十町より多いので、1人の推進委員さんが、100ha前後ぐらいは持っていますよということでした。

議長

事務局から何かありませんか。

事務局

地域計画の変更についてのご報告になります。皆さんご存知の地域計画なんですけど、現在の地域計画は昨年の令和6年12月26日の12月総会報告の第20号「目標地図(素案)」の提出についてご説明しましたが、同日付で農業委員会から、町農林水産課の方へ目標地図の素案を提出しました。その後、年をまたぎまして、今年令和7年2月26日開催の2月総会で議案第49号になります、地域農業経営基盤強化促進計画の策定に伴う意見聴取についてにおきまして、議決をいただきまして、地域計画の内容については、意見なしとして農林水産課の方へ回答をしております。同様に、他の関係機関である、農地中間管理機構と農業協同組合、土地改良区も意見なしとの回答があったことから、町が昨年度末に公告し、現在策定されておるといところです。

今回初めての変更となりますが、変更の内容がこのA4の中になります。変更内容としましては、農業委員会の総会でですね、議決となった案件による耕作者の変更であったり、あと非農地処理による変更、あとですね、新たに農地転用を予定しているための変更となっております、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更となっておりますので、軽微な変更該当する内容と考えております。

今回は目標地図の素案提出、地域計画(案)策定の意見聴取については、会長と事務局とで協議して、決定させていただいておりまして、スケジュール的なこともあってすでに町の方へ目標地図の素案の提出地域計画案の意見聴取への回答を意見なしとして行っております。簡単に一覧表の説明をさせていただきます。左上に地域計画更新一覧令和7年7月末締切分となっております。地域計画策定後に総会等で耕作者の変更になったりとか、非農地処理したところについては、この変更で後付けで構わないということになっていますのでそれに基づいて変更しております。白抜きの分が、総会を経て決定したものに基本になってくるかと思うんですけど、左側から行くと対象地区、窪川地区、金上野とかありまして右から2番目に変更事由で耕作者の変更のためといところで、

耕作者が変更したので、例えばその修正内容が白地やったのが青に変わったというような形で細かく書いています。その下とかやったら、一部除外のためとなっていますので、赤から一部除外これひょっとしたら転用になるのかもしれないんですけど、分筆されてその部分を除外にしているというところなんです。その下の黄色で網かけしている分については、一番右を見てもらった白から除外で（5条許可申請）とあります。これ今後ですね、5条許可の申請が上がってくるところになってくるかと思います。同様に同じような形でですね、基本的には耕作者の変更のためっていうのと、除外のためということで書かれているかと思いますが、地域計画自体には影響を及ぼさない軽微の変更ということで考えております。自分からは以上です。

議長

今年も作況調査の時期にも入ってきております。調査は前みたいに窪川地区みたいにバスでやりませんが、去年も行いましたようにそれぞれの地域で、それぞれの作況状況を報告していただくようになると思いますので、9月10月あたりの作況状況を各地域の方々、特に代表者を決めていただいて、代表者が報告していただくようになりますので、地域で皆さんが連絡取り合って、まとめてこの地区はこうでしたという形の報告をしてもらいたいと思っておりますので、そろそろ気をつけて見よっていただきたいと思います。例年やっておる通りみたいな形で報告会をしたいと思っておりますので、気をつけておかんと忘れたじゃあいけませんので、今こんな状況やねと。これからまだ台風が来るかもわかりませんし、虫とか病気の被害も出るかもわかりませんし、そこら辺は気をつけて見よっていただいて9月、10月あたりの役員会で決定しまして、報告会をするようにしますので皆さんそういう準備をしていただきたいと思っております。それでは、自分の方は以上です。

議長

何か他にありませんか。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年度 四万十町農業委員会8月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時50分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

---

署名委員 8 番

---

署名委員 27 番

---